

# 都の気候変動対策（地球温暖化対策）の動向

～中小規模事業所の省エネ対策～



東京都環境局 都市地球環境部  
温暖化対策担当課長 阿部 泰之

## 目次

- 1 都の気候変動対策の概要
- 2 地球温暖化対策報告書制度を活用した施策展開
- 3 中小規模事業所向けの支援策
- 4 スマートエネルギー都市東京

## 2 地球温暖化対策報告書制度 を活用した施策展開



### 既築（中小規模事業所対策）

<2010年4月報告開始>

### 地球温暖化対策報告書制度



<目的>

都内すべての中小規模事業所※  
の地球温暖化対策の底上げを図る

※原油換算エネルギー使用量が1,500kL/年未満の事業所等

- ・中小規模事業所ごとに前年度のCO<sub>2</sub>排出量と温暖化対策の実施状況を都に報告
- ・都内に設置（所有又は使用）する事業所のエネルギー使用量の合計が3,000kL以上の場合、報告書の提出と公表の義務



都による報告書の公表により、温暖化対策の推進に積極的な企業の姿勢をPR

## 地球温暖化対策報告書の提出実績

提出年度 (実績年度)	提出事業者数			提出事業所数		
	H22年度 (H21年度)	H23年度 (H22年度)	H24年度 (H23年度)	H22年度 (H21年度)	H23年度 (H22年度)	H24年度 (H23年度)
義務	273	306	311	20,326	22,567	21,544
任意	1,217	1,313	1,524	10,965	11,439	12,317
合計	1,490	1,619	1,835	31,291	34,006	33,861

※提出年度の前年の実績  
(前年度実績を報告)

任意で提出する  
事業者も増加

毎年度、3万件を超える  
事業所から提出

## 自己評価指標（ベンチマーク）の作成

地球温暖化対策報告書の報告データを活用して、**中小規模事業所が自らのCO<sub>2</sub>排出水準を把握・評価し、地球温暖化対策のステップアップにつながる自己評価指標（ベンチマーク）を作成（20区分）**

自己評価指標  
(ベンチマーク)

事業所ごとの1年間の  
延床面積当たりのCO<sub>2</sub>排出量  
(kg-CO<sub>2</sub>/m<sup>2</sup>)

延床面積当たり(排出原単位)とすることで、  
事業所の規模に関わらずCO<sub>2</sub>排出水準が  
比較可能となる。

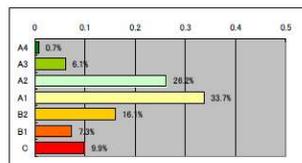
## 自己評価指標（ベンチマーク）の見方

例) 中規模テナントビルのベンチマーク

～都環境局ホームページにて20区分のベンチマークを公表

②中規模テナントビル(3,000m<sup>2</sup>以上 10,000m<sup>2</sup>未満)

レンジ	基準	CO <sub>2</sub> 排出原単位(kg-CO <sub>2</sub> /m <sup>2</sup> )範囲	事業所数	割合	平均面積
A4	0.25以下	19.6 以下	7	0.7%	4988.83
A3	0.25超-0.50以下	19.6 超 39.1 以下	58	6.1%	5063.63
A2	0.50超-0.75以下	39.1 超 58.6 以下	250	26.2%	5526.83
A1	0.75超-1.00以下	58.6 超 78.1 以下	321	33.7%	5444.23
B2	1.00超-1.25以下	78.1 超 97.7 以下	153	16.1%	5930.80
B1	1.25超-1.50以下	97.7 超 117.2 以下	70	7.3%	5981.22
C	1.50超	117.2 超	94	9.9%	5537.81
平均原単位			953	100%	5566.20



拡大図

CO<sub>2</sub>排出量  
“小”

CO<sub>2</sub>排出量  
“大”

レンジ	基準	原単位(kg/m <sup>2</sup> )範囲	
A4	0.25以下	19.6以下	
A3	0.25超-0.50以下	19.6超	39.1以下
A2	0.50超-0.75以下	39.1超	58.6以下
A1	0.75超-1.00以下	58.6超	78.1以下
B2	1.00超-1.25以下	78.1超	97.7以下
B1	1.25超-1.50以下	97.7超	117.2以下
C	1.50超	117.2超	
平均原単位		78.1	

平均  
原単位

## 自己評価指標（ベンチマーク）20区分

地球温暖化対策報告書に基づく自己評価指標（ベンチマーク）【試行版】

〔平成21年度実績〕

ベンチマーク区分		平均原単位 (kg-CO <sub>2</sub> /m <sup>2</sup> )	ベンチマーク区分	平均原単位 (kg-CO <sub>2</sub> /m <sup>2</sup> )
1	テナントオフィス(専有部)	88.1	10	生鮮食品小売店舗
2	テナントビル 小規模(1,000m <sup>2</sup> 以上3,000m <sup>2</sup> 未満) 中規模(3,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満) 準大規模(10,000m <sup>2</sup> 以上20,000m <sup>2</sup> 未満)	86.2	11	食品製造小売店舗
		78.1	12	服飾・雑貨店舗
		77.4	13	旅館・ホテル
3	コンビニ店舗	487.8	14	学校・教育施設
4	食堂・レストラン(ファミリーレストラン)	541.2	15	病院・診療所
5	ハンバーガー店舗	668.4	16	保育所
6	居酒屋	283.2	17	保健・介護施設(保育所を除く)
7	その他飲食店舗(喫茶・焼肉・ラーメン等)	552.3	18	フィットネス施設
8	ドラッグストア	261.2	19	パチンコ店舗
9	百貨店・スーパー	246.5	20	カラオケボックス店舗

注)本ベンチマークは、2009(平成21)年度実績の地球温暖化対策報告書に基づき作成し、2012(平成24)年5月公表。電力の二酸化炭素排出係数は、0.382[kg-CO<sub>2</sub>/kWh]で算出。

## 《ベンチマークの活用》 低炭素不動産の推進

- 「中小低炭素モデルビル」の募集・公表
  - CO<sub>2</sub>排出量の少ない低炭素なビルが評価される不動産市場の形成
  - 積極的に取り組む中小テナントビルを低炭素モデルビルとして公表
  - 公表を希望する中小テナントビルを募集(平成25年6月より募集開始)

### ● 先行公表 (5物件)

<p><b>黒龍芝公園ビル(港区)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 施主 関東龍堂</li> <li>■ 延床面積 9,506 m<sup>2</sup></li> <li>■ 排出原単位 56.3kg-CO<sub>2</sub>/m<sup>2</sup> (A 2)</li> </ul>	<p><b>東京建物東渋谷ビル(渋谷区)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 施主 東京建物関ほか</li> <li>■ 延床面積 15,788.72 m<sup>2</sup></li> <li>■ 排出原単位 58.6kg-CO<sub>2</sub>/m<sup>2</sup> (A 1)</li> </ul>	<p><b>虎ノ門 15 森ビル(港区)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 施主 森ビル関</li> <li>■ 延床面積 11,227 m<sup>2</sup></li> <li>■ 排出原単位 50.6kg-CO<sub>2</sub>/m<sup>2</sup> (A 2)</li> </ul>
<p><b>本郷瀬川ビル(文京区)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 施主 関昌平不動産総合研究所</li> <li>■ 延床面積 3,704 m<sup>2</sup></li> <li>■ 排出原単位 52.9kg-CO<sub>2</sub>/m<sup>2</sup> (A 2)</li> </ul>	<p><b>代々木ブレイス(渋谷区)</b> (50音順)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 施主 関東急不動産</li> <li>■ 延床面積 4,464.18 m<sup>2</sup></li> <li>■ 排出原単位 53.7kg-CO<sub>2</sub>/m<sup>2</sup> (A 2)</li> </ul>	

詳細は、都環境局ホームページに掲載しています。

9

## 《ベンチマークの活用》 低炭素不動産の推進

### 都の事業所がテナントビルに入居する際の基準にビルの低炭素レベルを新設 (平成25年3月)

都がテナントビルに入居する際の推奨基準として、「低炭素ビルベンチマーク区分のA1レンジ以上」を東京都グリーン購入ガイドに新設しました。

品名	環境配慮仕様
都保有以外の建築物の借上	借上契約の対象となる建築物(都が定めるテナントビルのベンチマークの対象となる建築物のうち「新築建築物」(供用開始日以後の最初の3月31日を越えていない建築物)を除く。)の前年度の延床面積当たりのCO <sub>2</sub> 排出量が、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく「地球温暖化対策報告書」により、テナントビルのベンチマーク区分のA1レンジ以上に該当する建築物を選択すること。

## 地球温暖化対策報告書制度における課題

### ① 報告書提出を通じた温暖化対策の更なる促進

➡ 目標設定の導入

### ② 蓄積した報告書データの効果的な分析・活用

➡ ベンチマークの精緻化

### ③ 提出事業者数の維持・拡大

➡ 提出者への直接的インセンティブの付与

11

## 「東京都地球温暖化対策指針」の改正 「地球温暖化対策報告書」の様式改正

### 主な改正ポイント（平成25年4月1日施行）

#### ➤ 東京都地球温暖化対策指針

- ・ 目標設定の重要性
- ・ 都のベンチマークの定義と活用
- ・ 対策メニューの一部変更及び追加

#### ➤ 地球温暖化対策報告書様式

- ・ 目標設定内容及び達成状況の報告(任意)
- ・ ベンチマーク精緻化に必要な建物用途等の報告

12

## ①目標設定の導入(様式改正)

### 《目標の記載内容》

- ・提出年度の**取組目標の有無及び目標値等**  
⇒結果を評価しやすい具体的な目標を立てることが重要  
一方、取組の程度等に応じて、自由な目標設定も可能
- ・目標設定した事業者による**達成状況**

- ・事業所単位の目標設定  
⇒ **達成意欲、評価・改善の取組を促進**
- ・目標設定及び達成状況の公表  
⇒ **企業の積極的な取組をPR可能**

13

## ②ベンチマークの精緻化(様式改正)

**課題** ベンチマークの精緻化に必要な情報が不足

現行ベンチマークは日本標準産業分類を主な情報として作成  
《**追加取得情報**》

- ・建物用途  
⇒ **事務所・商業施設・工場など6用途分類からベンチマークを精緻・詳細化**
- ・エネルギー使用量の実績期間  
⇒ **ベンチマーク算定から除外すべき事業所を抽出**
- ・延床面積当たりのCO<sub>2</sub>排出量(排出原単位)  
⇒ **報告書上で容易にベンチマークと比較可能**

14

## ③提出者への直接的インセンティブの付与

- **地球温暖化対策報告書の提出事業者が自らの取組をPRできる仕組みを導入予定**

《PRイメージ》  
取組PR証書(仮称)

☆☆☆

地球温暖化対策取組事業所  
取組PR証書

株式会社〇〇〇  
▽▽▽ビル

提出年度 H25年度  
(3年間継続提出)

目標 CO<sub>2</sub>を10%削減  
(H24年度比)

本事業所は、温暖化対策に積極的に取り組んでいる事業所です。

東京都環境局

15